

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年6月28日(2023.6.28)

【国際公開番号】WO2022/014585

【出願番号】特願2022-536388(P2022-536388)

【国際特許分類】

A 45 C 11/18 (2006.01)

G 09 F 1/10 (2006.01)

A 45 C 11/00 (2006.01)

10

【F I】

A 45 C 11/18 B

G 09 F 1/10 H

A 45 C 11/00 A

G 09 F 1/10 V

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月27日(2022.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カードを収容するカードホルダであって、

前記カードが視認可能となるように着脱自在に保持するカード保持部と、

アタッチメントを着脱自在に保持するアタッチメント保持部と、

前記カード保持部及び前記アタッチメント保持部を画成する枠部と、を備え、

前記カード保持部と前記アタッチメント保持部はそれぞれ前記枠部内における正面側と背面側に配置され、

前記枠部は、前記カード保持部の正面側に設けられて前記カードを正面から視認可能とする正面部と、前記アタッチメント保持部の背面側に設けられて前記カード及び前記アタッチメントを出し入れ可能な背面開口部を有する背面部と、前記カード保持部及び前記アタッチメント保持部の周囲に設けられて前記正面部と前記背面部を接続する側壁と、を備え

前記カード保持部への前記カードの着脱及び前記アタッチメント保持部への前記アタッチメントの着脱は前記背面開口部を介して可能である、カードホルダ。

【請求項2】

前記アタッチメント保持部は、当該アタッチメント保持部に保持された前記アタッチメントを係止して前記背面側への移動を阻止するアタッチメント係止部を備える、請求項1に記載のカードホルダ。

【請求項3】

前記カード保持部は、当該カード保持部に保持された前記カードを係止して前記背面側への移動を阻止するカード係止部を備える、請求項1又は2に記載のカードホルダ。

【請求項4】

前記正面部には、前記カード保持部に保持された前記カードを正面側から視認可能とするための正面開口部が設けられており、

前記正面開口部は前記カードホルダに保持される前記カードの外形よりも小さく形成されている、請求項1乃至3のいずれか1項に記載のカードホルダ。

50

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載のカードホルダと、
前記アタッチメントと、を具備する、カードホルダセット。

【請求項 6】

前記アタッチメントは、押下部が押下されることにより噴霧孔から内容液を噴霧するスプレー
ボトルであり、

前記スプレー
ボトルが前記アタッチメント保持部に保持された状態で、前記押下部が押下されると前記内容液が前記噴霧孔から前記背面開口部を介して外部に噴霧される、請求項 5 に記載のカードホルダセット。

【請求項 7】

前記枠部は、前記側壁の少なくとも一部が切り欠かれてなる切欠部を備え、
前記アタッチメントは、押下部が押下されることにより内容液を噴霧するスプレー
ボトルであり、

前記スプレー
ボトルが前記アタッチメント保持部に保持された状態で、前記押下部が前記
切欠部に配置される、請求項 5 に記載のカードホルダセット。

【請求項 8】

前記アタッチメントは、ユーザの手により把持される把持部と、前記把持部から鉤状に突出した鉤状部と、を有するフックである、請求項 5 に記載のカードホルダセット。

【請求項 9】

前記アタッチメントは、前記アタッチメント保持部により保持された状態において前記ア
タッチメント保持部を被覆するカバーである、請求項 5 に記載のカードホルダセット。

10

20

30

40

50